

令和4年度早期退職者募集実施要領

令和4年8月4日制定

1 目的

この要領は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、早期退職者の募集（本会職員退職手当支給規則（以下「退職手当規則」という。）第8条第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

本会職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める給料表の適用者で、令和5年3月31日現在において、勤続期間が20年以上かつ年齢が45歳以上の者。
※勤続期間の計算については、退職手当規則第7条の規定によるものとする。

3 募集の期間

令和4年8月15日（月）午前9時から令和4年9月30日（金）午後5時まで

4 退職すべき期日

令和5年3月31日（金）

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、募集の期間内に企画総務課長に提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年10月31日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は7に記載のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取り下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 応募できない職員

次の（1）から（3）のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 再雇用職員及び非常勤職員
- (2) 令和5年3月31日までに定年に達する職員
- (3) 令和4年8月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年8月1日から令和4年9月30日まで（募

集期間内)に懲戒処分を受けた者

7 不認定とする場合

応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- (1) この募集実施要領に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、
その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する保険者等の信頼を確保する
上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事
管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 補則

その他この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。